

公 示 送 達 書

上里町告示第94号

令和8年9月18日

下記の書類は、受取人の住所・氏名が不明なため、地方税法第20条の2の規定により公示します。

なお、この書類は当所に保管してありますので、いつでも該当者は申し出て、交付を受けてください。

児玉郡上里町長 山下 博 一

送達を受けるべき者	住所	別紙のとおり
	氏名	別紙のとおり
送 達 す る 書 類 名	令和８年度介護保険料第２期　督促状	
（注意） 地方税法第２０条の２の規定により公示送達をした日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。 ※介護保険法第１４３条の規定により、地方税法第２０条の２の規定を準用します。		

No.	住所	氏名	科目	年度	通知書番号	送達する書類
1	-	UEYAMA TANAKA MARINA HIROMI	介護保険料	8	-	令和8年度介護保険料第2期 督促状
2	-	曾 秀鳳	介護保険料	8	-	令和8年度介護保険料第2期 督促状